

## 京町家の保全・継承等に係る寄付金の取扱業務委託事業者募集に係るプロポーザル募集要項

標記の業務に関し、次のとおり受託希望者を募集する。

### 1 業務の名称

京町家の保全・継承等に係る寄付金の取扱業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 委託業務の概要

別紙「仕様書」のとおり

### 4 委託金額の上限及び支払方法

寄付募集ページ構築及びシステム運用・保守費用として年間 120,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、かつ、決済ごとに要する手数料として 1 件当たり 5.4%以内とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

※ 支払いは、業務終了後、受託者の請求に基づき 30 日以内に行う。

※ 一部、月額利用料等に関しては、本市が月に定められた業務の完了を確認した後に、受託者の請求に基づき 30 日以内に行う。

### 5 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ア 提案日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者若しくは個人又は法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。

エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。

(2) 前号に該当せず、かつ、次のアからケに掲げる条件を満たす者

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- ウ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。
- エ 法人税及び消費税の未納がないこと。
- オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- キ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ケ 前号イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。

## 6 提出資料

### (1) 提案書【第1号様式】 1部

#### ア 期限

令和8年3月19日（木）午後5時必着

#### イ 提出方法及び提出先

下記12に記載の宛先に書面を持参又は郵送（提出期限必着）にて提出すること。

持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

#### ウ その他

上記5(2)に該当する参加希望者は、提案書及び提案資料の提出時に、以下の書類を合わせて提出すること。

- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）の原本（法人の場合）
- ・ 法人税及び消費税の未納がないことを証明する納税証明書の原本（法人の場合）
- ・ 市民税及び固定資産税の未納がないことを証明する納税証明書の原本（本市に事業所等が所在する場合、法人名義の固定資産を所有する場合に限る。）
- ・ 水道料金・下水道使用料の調査同意書（本市に事業所等が所在し、使用者名義が本件提案者の場合に限る。）【第2号様式】
- ・ 登録を受けている事業の登録証明書等の写し（法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合に限る。）
- ・ 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書【第3号様式】

### (2) 提案資料及び見積書 各6部（原本1部、コピー5部）

#### ア 期限

令和8年3月19日（木）午後5時必着

#### イ 提出方法及び提出先

下記12に記載の提出先に書面を持参又は郵送（提出期限必着）にて提出すること。郵送による場合は、配達されたことを電話にて確認すること。

持参の場合は、本市の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

#### ウ 提案資料

上記3を踏まえ、以下の資料を提出すること。

- ・ 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）

- ・ 本業務の実施体制及び従事者の経歴等が分かる資料
- ・ 情報セキュリティに関する資料（利用システムや緊急時対応の体制等）
- ・ 本業務に類似する業務等の受託実績調書（複数の実績がある場合は、最大3件まで）
- ・ ウェブサイト（トップページ）のレイアウト等企画提案
- ・ 契約締結から終了までのスケジュール
- ・ 見積書（経費内訳書を付けるなど、算出根拠が分かるようにすること。）

エ その他

提案資料等について、特に様式等は問わない。ただし、規格はA4サイズとする。

**(3) 注意事項等**

ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 提案資料等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案選定の公表等で必要な場合には、提案資料等の内容を京都市が無償で使用できるものとする。

なお、提出された書類等は、参加者に返却しない。

ウ 提出期限以降における書類等の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、本市の承諾を得た場合以外は認めない。

エ 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

オ 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

**7 質問及び回答**

本プロポーザルについて質問がある場合は、下記12に記載のメールアドレスに送信すること。

(1) 期限

令和8年3月11日（水）午後5時必着（電話不可）

(2) 回答方法

全ての質問及び回答については、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

【本プロポーザルのホームページアドレス】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000350794.html>

**8 審査**

事業者選定のために組織する審査委員会（市職員3名で構成）を設置する。審査委員会では、提出された提案書に基づき、次に掲げる項目ごとに審査し、各審査員の各項目の合計点の平均点で順位を決定したうえで、最も順位の高い事業者を受託候補者として選定する。ただし、同点の場合は市内中小企業に該当する者を上位とし、それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

※ 京都市が必要と認める場合は、提案書等の提出後に、提案者に対してヒアリングを実施することがある。

※ 応募事業者が1事業者であった場合も、提案内容を審査、採点のうえ決定する。

※ 受託希望者の最高点が60点に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

#### <採点項目>

- ア 訴求力のある適切な寄付募集ページレイアウトの提案があるか【30点/100点】
- イ 類似業務の実績、実施体制は充実しているか【20点/100点】
- ウ システムの安全性が保たれているか【20点/100点】
- エ 募集ページの構築や手数料等の見積額は適切か【20点/100点】
- オ 仕様を超えた効果的な提案、工夫があるか【10点/100点】
- カ 本市域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか【加算5点】

### 9 審査結果の通知・公表

審査結果を各事業者へ通知し、参加した事業者及び評価点を京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

### 10 契約手続

プロポーザルの実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

受託候補者が、契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。また、その者と合意に達しないときは審査の結果の順位に従って協議を行う。

なお、本募集は、令和8年度一般会計予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として選定の手続を行うものであり、本件に係る予算が成立しないときは、事業を中止する場合がある。この場合において、本件委託のために行った準備行為等に係る費用が既に発生している場合でも、応募者は、その費用を京都市に請求することはできない。

### 11 スケジュール

内容	期限等
募集開始	令和8年3月6日（金）
質問の受付	令和8年3月11日（水）午後5時必着
質問の回答	令和8年3月13日（金）午後5時までに回答
提案書・提案資料等の提出	令和8年3月19日（木）午後5時必着
審査委員会の開催	提案書・提案資料等の提出後直ちに
選定結果の通知	令和8年3月27日（金）頃
業務委託契約の締結	令和8年4月1日（水）

### 12 プロポーザル提案書等提出先及び質問先

京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室 京町家保全継承担当（担当：伊藤、檀野）  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎 2 階 8 番窓口  
電話：075-222-3503 FAX：075-222-3478  
メール：machisai\_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp